

腎不全患者の緩和ケアについて

- 腎不全患者の緩和ケアに関する提言のポイント**
- 患者が最期まで尊厳のある生き方を送れるよう必要な医療、ケアを提供する
 - 国は、がん患者に使う鎮痛剤の投与対象見直しや診療報酬での対応をする
 - 在宅医療などの体制が整ったモデル地域をつくり、全国に拡大する
 - 関連学会は、治療や緩和ケアを選択する際の意思決定のあり方を含めたガイドランスを作成する

(がん、循環器病等の疾患に応じた対策等)

がん対策²²⁰、循環器病対策²²¹、慢性腎臓病対策²²²、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性疼痛等の疾患に応じた対策、難病対策、移植医療対策²²³、アレルギー対策²²⁴、依存症対策、難聴対策、栄養対策、受動喫煙対策、科学的根拠等に基づく予防接種の促進を始めとした肺炎等の感染症対策²²⁵、更年期障害や骨粗しょう症など総合的な女性の健康支援²²⁶を推進する。運送業での睡眠時無呼吸対策、睡眠障害の医療アクセス向上と睡眠研究の推進、睡眠ガイド等の普及啓発、健康経営の普及、睡眠関連の市場拡大や企業支援に一層取り組む。

糖尿病と歯周病との関係など全身の健康と口腔の健康に関するエビデンスの活用、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた具体的な取組、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医歯薬連携などの多職種連携、歯科衛生士・歯科技工士の離職対策を含む人材確保、歯科技工所の質の担保、歯科領域のICT活用、歯科医師の不足する地域の分析等を含めた適な配置の検討を含む歯科保健医療提供体制構築の推進・強化に取り組むとともに、有効性・安全性が認められたデジタル化等の新技術・新材料の保険導入を推進する。また、自立支援・在宅復帰・社会復帰に向けたリハビリテーションの推進に取り組む。

217 調整交付金や保険者努力支援制度その他の財政支援の在り方、現在広域連合による事務処理が行われている後期高齢者医療制度の在り方、生活保護受給者の医療扶助の在り方の検討。
218 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年6月13日成立）。また、今回の法律で決定した改正内容により、将来の所得代替率は、制度改正を行わない場合と比べて、令和6年財政検証における成長型経済移行・継続ケースで1.3%、過去30年投影ケースで1.4%それぞれ上昇すると見込まれる。
219 令和5年9月27日全世代型社会保障構築本部決定。
220 「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）に基づく取組。
221 「循環器病対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）に基づく取組。基盤整備及び研究推進や、後遺症支援を含む。
222 腎不全患者の緩和ケアを含む。
223 イスタンブール宣言を踏まえた国内の臓器提供、臓器あつせんや移植実施の抜本的な体制整備を含む。
224 アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎等を含む。）医療の均てん化促進等を含む。
225 小児の感染症を含む。
226 科学的知見に基づき女性の負担にも配慮した乳がん検診の推進などががん検診の受診率の向上に向けた取組を含む。

腎不全患者の緩和ケアに関する提言

「経済財政運営と改革の基本方針2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会～」(骨太方針2025)

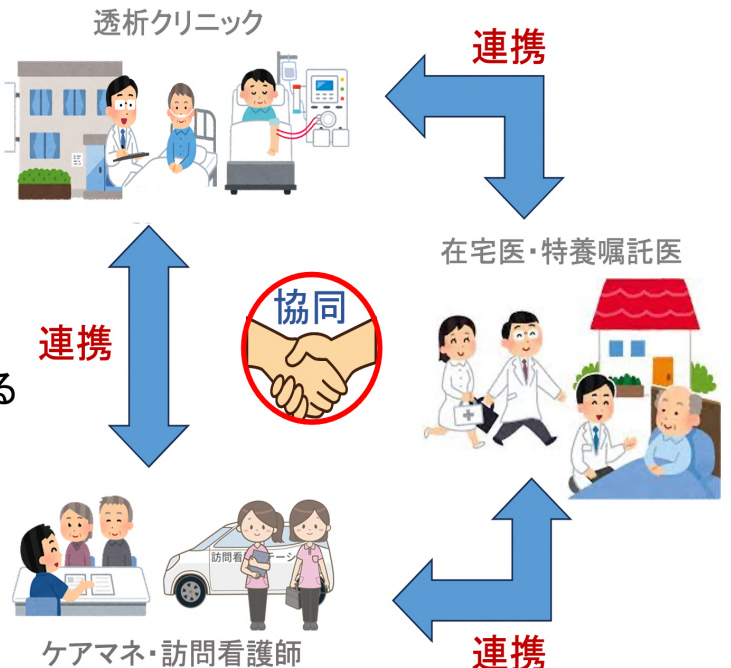
透析患者の看取り協同モデル

外来維持透析施設が舵を取り
看取りへの道筋を立てる必要がある

患者本人・家族が望む形での看取りの実現には
訪問診療や往診医の介入が必要不可欠

病院への通院が困難になる前に、
早い段階で訪問看護・訪問診療との連携に繋げる

- 共同:何かをするためにまとまること
- 協力:力を合わせて何かをすること
- 協働:協力して働くこと
- 協同:心と力を合わせて何かをすること



【人生会議（ACP）】 → 【診診連携】

訪問看護を利用していない患者様は、是非相談ください。介護保険がなくても訪問看護は利用可能です。